

第1 審査会の結論

令和5年2月24日付けの公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対して、宮崎県知事（以下「実施機関」という。）が令和5年3月10日付けで行った公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）に係る開示方法は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書開示請求

審査請求人は実施機関に対し、本件開示請求を行った。

そのうち、本件処分の対象となる内容は以下のとおりである。

- ・ 延岡市及び都城市に被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号。以下「法」という。）適用の際の内閣府との協議文書及び内閣府への報告文書

2 実施機関の決定

実施機関は審査請求人に対し、本件開示請求について以下のとおり本件処分等を行い、公文書部分開示決定通知書等により通知した。

(1) 本件処分

延岡市、都城市に法適用の際の内閣府との協議文書、報告文書のうち、

ア 都城市への適用について、被害状況の報告・確認を受けた電子メール

イ 延岡市及び都城市の被災世帯に関する一覧表

ウ 延岡市及び都城市に係る法適用の報告文書

(2) 令和5年3月10日付け不開示決定

延岡市、都城市に法適用の際の内閣府との協議文書、報告文書のうち、

ア 延岡市への適用について、被害状況の報告・確認を受けた電子メール

(3) 令和5年5月15日付け部分開示決定

延岡市、都城市に法適用の際の内閣府との協議文書、報告文書のうち、被害認定調査票等個々の世帯に関する情報

3 審査請求

審査請求人は本件処分の通知書の備考欄に記載された、本件処分の開示方法を不服として、令和5年5月21日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求の内容

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は以下のとおりである。

- (1) 決定を取り消すこと
- (2) 全文書をCDに複写すること
- (3) CDへの複写費用合計を80円とすること

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書で主張する本件審査請求の理由はおおむね次のとおりである。

- (1) 本件対象公文書の開示方法について、審査請求人は光ディスクへの複写を希望したが、実施機関は本件対象公文書を紙により保存していたとして、紙での閲覧又は紙への複写による写しの交付とした。

しかしながら、紙の文書であっても、スキャナーで読み取ることにより光ディスクに複写可能である。

また、実施機関が作成した公文書は、コンピューター内に電子文書として保存されているはずであり、それを光ディスクに複写可能である。

- (2) 実施機関は電磁的記録のマスキング方法について、技術的に復元の可能性が否定できないとして、電磁的記録の公文書についても紙への複写による写しの交付とした。

しかしながら、元々デジタル形式で存在している文書を、あえて紙の文書に変換する行為は実施機関の責任によるものであり、開示請求者が電磁的記録の紙への複写を希望しない限り、電磁的記録の形態で開示される必要がある。

第4 審査請求に対する実施機関の説明

実施機関が、弁明書で主張する内容はおおむね次のとおりである。

- (1) 宮崎県情報公開条例（平成11年宮崎県条例第36号。以下「条例」という。）第14条では、「公文書の開示は、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。」と規定している。

本件対象公文書は紙により保存している文書である。条例では紙で保存している文書は、紙での閲覧又は紙への複写による写しの交付により開示することとなっており、審査請求人が求めるスキャナーで読み取ることで電磁的記録に変換し開示する方法は予定されていない。

また、請求人は、本件開示請求の公文書開示請求書の「2 開示方法の区分」欄の「文書、図画及び写真」において写しの交付を選択していた。

これらにより、本件対象公文書について、紙への複写による写しの交付とした。

- (2) 条例第14条では電磁的記録の開示方法について、その種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行うと規定している。また、公文書開示請求書の注意書きの欄においても、電磁的記録については、技術的な事情により、希望した方法による開示を実施できないことがある旨記載されている。

本件対象公文書には、相当数の個人情報等が記載されており、情報の漏えいを防ぐために最も安全な方法で開示されなければならないところ、実施機関では、電磁的記録による部分開示について安全性を確実に担保できないため、紙への複写による写しの交付とした。

第5 請求人の反論書による反論

請求人が反論書で主張する内容は、おおむね次のとおりである。

- (1) 紙の文書をスキャナーで読み取ることで光ディスクに複写したものは「写し」であり、それを交付することは、条例第14条に反しない。
- (2) 電磁的記録の部分開示方法において、安全性が担保できないことの根拠について実施機関から説明されることなく、電磁的記録についても紙への複写による写しの交付となっており、この行為は条例第1条及び第3条に反している。

第6 審査の経過

当審査会は本件審査請求について、以下のように審査を行った。

年 月 日	審 議 の 経 過
令和5年 9月28日	諮問を受けた。
令和6年 1月15日	諮問の審議を行った。
令和6年10月15日	諮問の審議を行った。

第7 審査会の判断理由等

審査請求書及び反論書によれば、審査請求人は本件処分に伴う本件対象公文書の開示方法について、当審査会に判断を求めていることが読み取れる。

条例第17条第1項及び第19条によれば、当審査会の役割は公文書の全部又は一部を開示する旨の決定及び公文書の全部を開示しない旨の決定又は開示請求から相当の期間が経過したにもかかわらず、何らの決定もしないことについて審議を行うことであり、本件審査請求は決定の妥当性に関するものではないため、本来審議は行わない。

しかしながら、開示方法は決定に伴い通知書に記載されるため、当審査会は決定に関連する事項として、本件処分の開示方法について審議した結果、以下のように判断する。

1 紙のみで保存している公文書の開示方法について

条例第14条では、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行くとされている。

また、条例に基づき、知事が保有する公文書の開示等に関する事務の取扱について定めている宮崎県公文書開示事務取扱要綱（平成元年総務課定め。以下「要綱」という。）では、要綱第5の1(2)アにおいて、文書、図画又は写真の写しの交付方法について、複写機により、文書、図画又は写真の写しを作成し、交付するものとされている。

以上により、紙でのみ保有している公文書については、複写機での紙への複写による写しの交付となっており、実施機関の判断は妥当である。

2 電磁的記録の部分開示方法について

電磁的記録の開示方法について、条例第14号では実施機関が定める方法により行くとされているが、これについて知事が保有する公文書の開示等に関する規則（平成12年宮崎県規則第43号）第9条では、当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧若しくは交付、専用機器により再生したものの閲覧、聴取又は光ディスク等に複写したものの交付とし、これらの方法によりがたいときは、知事が適当と認める方法により行うこととされている。

また、要綱第5の3(3)イでは、音声、映像データ以外の電磁的記録の部分開示方法について、不開示情報に係る部分を容易に区分して除いたり又は他の記号に容易に置き換えられることができる場合は当該方法により、それによることができない場合には、用紙に出力したものに不開示部分を覆ったものを開示することとされている。

当審査会が確認したところ、本件対象公文書となる電磁的記録には、台風14号の被災世帯の世帯主氏名や住所等の個人に関する情報が大量に含まれていた。これらの不開示情報を

容易に取り除くことができないとして、紙への複写による写しの交付を決定した実施機関の判断は条例等に反しておらず、妥当である。

3 その他

審査請求人は審査請求書及び反論書において種々主張しているが、本件処分の開示方法は上記1及び2で述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

4 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。